

地方都市におけるスクールソーシャルワークの現状と 今後の展開について

横山 裕

The Current State of Affairs of School Social Work in Regional Towns

YOKOYAMA Yutaka

Abstract

In this paper I will review how the Ministry of Education has put school social workers into practical use in Miyazaki Prefecture since 2008 and show how the prefecture has worked on the project thus far. Then some challenges that the ministry has faced will be pointed out and several solutions and how to carry them out will be proposed. Currently school teachers are too busy and this fact leads to various problems occurring. With this in mind, it will be suggested that the introduction of volunteers into schools as part of a development of societal resources can help eliminate manpower shortages. As a specific example of this, the introduction of a volunteer group of local company retirees into one particular junior high school allowed school teachers there to be able to concentrate more on their daily duties.

key words : school social work, development of societal resources, volunteers in schools

キーワード : スクールソーシャルワーク 社会資源開発 学校ボランティア

2009.12.8 受理

1. はじめに

いわゆるスクールソーシャルワークの濫觴は、米ユタ大学のソーシャルワーク修士課程で学んだ山下英三郎氏（現日本社会福祉事業大学教授）が1986年に埼玉県所沢市で始めた活動である。それが世紀を越えいじめや不登校といった問題行動が深刻化するなかで、平成12年度に茨城県結城市教育委員会がスクールソーシャルワーカーを配置し、その後平成13年度に香川県教育委員会、平成17年度に大阪府教育委員会、平成19年度に群馬県教育委員会といった具合にスクールソーシャルワーカーの配置拡大は進んでいった。九州では、平成19年度に熊本県教育委員会と福岡県の志免町教育委員会、苅田町

教育委員会に配置された¹。

そんな流れのなかで、突然平成20年度に文部科学省がスクールソーシャルワーカー活用事業に予算をつけ、全国46都道府県、294市区町村で一斉にスクールソーシャルワーカー活用事業が始まった。

20年度文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業の趣旨によれば、「いじめや不登校などの児童生徒の問題行動の背景にある心の問題と並んで、家庭、友人関係、地域、学校等の環境が複雑に絡み合って問題が発生している現状を踏まえ、この問題解決のために教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境に働き掛けたり、関係機関とのネットワークを活用したりして問

題を抱える児童生徒に支援を行うこと」がスクールソーシャルワーカーに求められることである。このような実践は先行して取り組んでいた一部の自治体を除いては全くの新しい事業であり、宮崎県においてもこれまで行われてこなかった福祉実践である。

そこで、本稿では、開始より2年が経とうとしている宮崎県のスクールソーシャルワーク事業について、現状を明らかにするとともに他県との比較からみえてくる宮崎のソーシャルワークの特徴と今後の展開について考察を行う。また学校現場で不足するマンパワーの充足をソーシャルワークの一つである社会資源開発によって展開した筆者自身のスクールソーシャルワーク実践について述べ、宮崎県の現状をふまえたスクールソーシャルワークの一つの方向性を示したい。

2. 宮崎県での活動状況

平成20年度から全国展開されたスクールソーシャルワーカー活用事業であるが、平成21年度からはスクールカウンセラー等活用事業と同じ枠組みで「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」の6事業の一つとして行われることになった²。平成20年度との大きな違いは、予算措置が全額措置される研究事業から三分の一の補助事業へと変更された点である。つまり財政基盤の弱い市町村ではスクールソーシャルワーカー活用事業が財政的に継続するのが困難になった。

宮崎県でも平成20年には県教育委員会以外に延岡市教育委員会が独自にスクールソーシャルワーカー1名を配置していたが平成21年度には配置を取りやめている。また導入のために人選を進めていた県内の2つの市町村教育委員会も結局は配置を中止することになった。そのような予算措置の変更にも関わらず、宮崎県教育委員会では活用事業の継続を決め、平成21年度あらためてスクールソーシャルワーカーをホームページにて公募し、書類審査と面接試験をへて7名を委嘱した。

あらたに委嘱された7名の内、延岡市教育委員会での経験者だった者を含め、5名が平成20年度の経験者であり、2名が未経験者である。委嘱された7名はそれぞれは県下の6カ所の教育事務所に所属するかたちをとっている。ただ、県庁所在地の宮崎市教育事務所には2名が配置され、実際の活動は宮崎市教育委員会の施設で教育相談や適応指導・学習指導を行う「心の談話室」で行われている。

活動日数は、1日あたり6時間、年間90日（合計540時間）である。週2日もしくは週3日で活動してい

る。活動形態は、主に活動する学校が決められてその学校を中心に活動する配置型が3名（中学校配置1名、小学校配置2名）、活動する学校を限定せずに学校から要請があった時に出向いて行って活動する派遣型が4名である。

活動内容については、基本的には各々が所属する教育事務所の担当者との協議の上決められている。具体的には校内で発生した一つ一つの問題に対して福祉の視点からアプローチして教職員とともに問題解決を目指したり、問題解決のために関係機関との連携・調整を行ったり、教職員や保護者に福祉の視点から相談援助を行ったり、教職員や地域の児童委員を対象にスクールソーシャルワークについての研修などを行っている。また、7名のスクールソーシャルワーカー全員で宮崎県スクールソーシャルワーク連絡協議会を立ち上げ各自のケース検討を行いピアサポートを行っている。

ところで、文部科学省によれば、スクールソーシャルワーカーの選考条件として、いわゆる資格としては、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者を想定している。これに関して宮崎県の状況は、社会福祉士を有する者が2名、精神保健福祉士を有する者が3名、両資格を有する者が2名であり、7名全員が社会福祉士もしくは精神保健福祉士を有している。またそのうちその他の関連する資格として教職免許を有するものが2名、看護師1名、認定心理士1名である。

文部科学省の想定するスクールソーシャルワーカーの職務内容は、

1. 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
2. 関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整
3. 学校内におけるチーム体制の構築、支援
4. 保護者、教職員等に対する支援・援助・情報提供
5. 教職員等への研修活動 等

であるが、先述したように宮崎県の活動状況はおおむねこの職務内容に沿った形で行われている。ただし、文部科学省が想定する職務内容については具体的な評価基準が明示されて無いため、宮崎県スクールソーシャルワーク連絡協議会の研修会での意見交換の中でも、何を以て職務が順調に遂行されているとするのか判断ができないという意見が聞かれた。例えば、「問題を抱える児

児童が置かれた環境への働きかけ」についてみても、どの程度働きかけるのか、環境とはどの範囲なのか、そもそも働きかけとは具体的に何を意味するのか等々についての判断が、各スクールソーシャルワーカーや学校、関係者毎に委ねられている現状であり、スクールソーシャルワーカー間や関係者間で共通理解が必要な場合に混乱を生じる原因ともなっている。このような混乱が生じる最も大きな原因は、スクールソーシャルワーク自体が先行した幾つかの自治体以外は平成20年度の急な導入によってあまりにも突然に開始されたことだと指摘できる。

スクールソーシャルワーク活動における混乱について、金澤ますみ氏(2009)は以下の4点を指摘する。

- 1．これまでにスクールソーシャルワークの必要性を論じて来た者たちにとって驚きの事業導入だった点
- 2．学校現場や教育委員会での混乱
- 3．現場に入ったワーカーの混乱
- 4．スクールカウンセラーとワーカーがどのように協働したらいいのかわからないという混乱

ここで指摘されていることはいずれもスクールソーシャルワーク事業が自治体、学校、ワーカー等の関係するすべてにとって唐突に始められたことから生じる混乱である。職務内容の具体像が確立されていない上に、本来であればスクールソーシャルワーカーを指示監督する教育委員会の担当者及び協働する学校現場の教職員等もスクールソーシャルワーカーをどう活用してよいか分からない、さらにはスクールソーシャルワークの必要性も十分に認識されていないという状態であった。そんな状態で開始された活動なので多少の混乱を引き起こしても仕方が無い面を有していたと言える。

宮崎県でも、例えば、あるスクールソーシャルワーカーは、派遣型として教育事務所に待機していたが、最初は全く派遣要請がかからず、急遽、教育事務所管内の小中学校に電話して校長や生徒指導主事の先生に自らスクールソーシャルワーク事業の説明とニーズの調査に向くといった方法に切り替えて活動を行っている。

また金澤氏(2009)がスクールソーシャルワークにおける混乱の中で最も大きな混乱はカウンセラーとソーシャルワーカーの協働についてであると指摘しているが、これに関しては、むしろ筆者はスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーそれぞれ双方の協働のあり方よりも、学外の両専門職について学校現場がその違いを十分に理解していないことから混乱が生じているように見える。その誤解のほとんどは導入から15年ほど経

てようやく学校現場に浸透してきたスクールカウンセラーと新参のスクールソーシャルワーカーとを混同していることである。宮崎県においてもスクールカウンセラー等活用事業は学校現場でかなり周知されており、宮崎県スクールソーシャルワーク連絡協議会の意見交換でも学校現場に入っていくスクールソーシャルワーカーが最初にするの一つとしてスクールカウンセラーとの役割の違いを教職員に向かって説明することが挙げられた。ただ、その説明も現時点では明確な答えがなく、この点についてもなお手探りで進むしかない状況である⁴。

このように活動そのものが全国的に明確になっておらず手探り状態で進められている中、宮崎県におけるスクールソーシャルワーカーの活動もスクールカウンセラーとの役割分担や協働のあり方をふくめて平成20年度にスクールソーシャルワーク事業を開始した他都道府県と同様にこれからの実践の中で明確に形作られていく段階にあるといえる。

3．他の都道府県との比較から

活動内容やその評価については未だ明確になっていない部分のあるスクールソーシャルワークであるが、視点を変えてみると体制的なものはそれなりに整備されている。

そこで、本章では整備された体制的な要素を宮崎県と他の都道府県、主に近隣の九州各県の実態とで比較して宮崎県のスクールソーシャルワーク活動の特徴について明らかにしたい⁵。ここでは人数と活動時間、それと配置されたスクールソーシャルワーカーの所有資格の3点から見ていく。

最初にスクールソーシャルワーカーの人数について、表1の平成20年度の九州各県の配置スクールソーシャルワーカー数をみてみると、鹿児島県の35名から長崎県の6名まで幅がある。

都道府県名	配置人数
福岡県	19名
佐賀県	30名
長崎県	6名
熊本県	16名
大分県	12名
鹿児島県	35名
沖縄県	18名
宮崎県	5名

表1. 平成20年度九州各県の配置スクールソーシャルワーカー数⁶

先述したように宮崎県の平成21年度の配置人数は7名であるが、平成20年度の実数は5名であり長崎県と並んで数が少ないことがわかる。

活動時間については、実施主体の県教育委員会や市町村教育委員会によってばらつきがあり、自治体別に決まっていない。門田光司氏(2009)によれば、福岡県では、表2福岡県のSSW事業(2008)をみると、教育委員会によって週2日から週5日までの差がある。

福岡県内地域	SSW人数	勤務
荻田町教育委員会	1名	週2日
志免町教育委員会	1名	週5日
福岡市教育委員会	2名	週4日
北九州市教育委員会	2名	週4日
福岡県教育委員会	13名	週2日又は週4日

表2. 福岡県のSSW事業(2008年度)

また同氏は「実際には、週2日・8時間を1日に振り替えて勤務するSSWもいたが、1日のみでは子ども支援の展開には限界がある⁷⁾と指摘していることから実質週1日の活動もあったことがわかる。

宮崎県の場合は、平成21年度は県教育委員会だけの実施であり、年間90日以内、一日6時間以内の活動である。この範囲内で7名のスクールソーシャルワーカーが週2日か週3日活動している⁸⁾。

次に、配置されたスクールソーシャルワーカーの資格要件についてみる。

先述した通り、文部科学省の示した要件は、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者、である。つまり2つの条件が示され、前者は純粋に資格、後者はスクールソーシャルワークを行える能力を担保する経験である。

スクールソーシャルワークに限らず、全ての職種でその採用条件はその業務を遂行できるかどうかの能力の有無が最大の判断基準である。したがって、本来であれば後者の条件で事が足るはずである。ところが、社会福祉士及び精神保健福祉士が明文化され、しかも文脈からしてスクールソーシャルワーカーの主条件のように読める。スクールソーシャルワークが社会福祉専門職関係者の間でちょっとした注目を集めているのは、この両資格が採用条件として明文化されていることと無関係ではないだろう。このように明文化されれば、名称独占の資格ではあるが、実質業務独占にちかい状況を作りやすくな

る効果があり、職域拡大の側面から見ても社会福祉専門職団体にとっては好ましいことに違いない。実際に宮崎県では先述した通りスクールソーシャルワーカーとして採用された7名全員が社会福祉士か精神保健福祉士を有して実質的に業務独占の状態になっている。

スクールソーシャルワーカー活用事業は文部科学省所管の事業であるが、「スクール」を冠する職種とは言え「ソーシャルワーク」が主業務であることから厚生労働省所管の社会福祉士及び精神保健福祉士の両資格が重視された結果、条件に明文化されたと推察される。

では、九州各県の状況をみると、福岡県、熊本県、宮崎県の3県が社会福祉士もしくは精神保健福祉士という条件を徹底している一方で、他の各県ではむしろ文部科学省の示した「教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者」が多く配置されていることがわかる。その多くは教職経験者もしくは教職免許所有者である。例えば、佐賀県では社会福祉士もしくは精神保健福祉士の両資格のいずれも所有しない25名の内半数以上の13名がそうであり⁹⁾、大分県では9名中4名¹⁰⁾、沖縄県では15名中7名¹¹⁾が教職経験者もしくは教員免許所有者という条件で採用されている。これはスクールソーシャルワークの「ソーシャルワーク」よりも「スクール」が重視された結果であろう。

都道府県名	SSW数	社会福祉士もしくは精神保健福祉士	左記以外
福岡県	19名	19名	0名
佐賀県	30名	5名	25名
長崎県	6名	データなし	
熊本県	16名	16名	0名
大分県	12名	3名	9名
鹿児島県	35名	7名	28名 ¹²⁾
沖縄県	18名	3名	15名
宮崎県	5名	5名	0名

表3. 平成20年度九州各県のスクールソーシャルワーカーの所有資格の状況

単純に社会福祉士もしくは精神保健福祉士の人数からみると、スクールソーシャルワーカー7名全員が社会福祉士もしくは精神保健福祉士である宮崎県の両資格登録者が特別多いわけではなく、半数以上を教職経験者もしくは教職免許所有者が採用されている佐賀県、大分県、沖縄県が特別少ない訳でもないからである。

都道府県名	社会福祉士登録者数	精神保健福祉士登録者数
福岡県	4993名	2098名
佐賀県	933名	354名
長崎県	1526名	569名
熊本県	2170名	724名
大分県	1453名	548名
鹿児島県	1463名	681名
沖縄県	1116名	590名
宮崎県	891名	485名

表4. 九州各県における社会福祉士・精神保健福祉士登録者数（平成21年8月末現在）

とすればスクールソーシャルワーカーの選考において各県によって文部科学省が示した2つの条件のいずれかを主として選考するかで判断が分かれたと考えられる。

福岡県、熊本県、宮崎県がスクールソーシャルワーカーを社会福祉士もしくは精神保健福祉士から採用した事情は、もちろん両資格の価値を高く評価したからであるが、その背景はそれぞれ異なっている。福岡県においては、文部科学省の予算措置をうけて、いち早く福岡県社会福祉士会、福岡県精神保健福祉士会、学校ソーシャルワーク学会の3団体が連携をとり、人材については両福祉士会で人材の発掘を行ったことから、福岡県のスクールソーシャルワーカーは両福祉士資格のいずれかを有することになった¹³。熊本県においては、スクールソーシャルワーカー活用事業の10年以上前からその必要性を教育、精神医療などに精通した地元ジャーナリストがスクールソーシャルワーカーの必要性を訴えていたことが背景にある。その影響であろうが、熊本のスクールソーシャルワーカーの両資格の比率は、社会福祉士4名に対して精神保健福祉士が12名と精神保健福祉士が多い。

宮崎県においては、特に福岡県や熊本県のような背景はない。つまり純粋にスクールソーシャルワークの趣旨に鑑みて両福祉士を採用したと考えられる。そういう意味で、宮崎県のスクールソーシャルワーク事業を担当する教育行政関係者はスクールソーシャルワークを「スクール」以上に「ソーシャルワーク」により重きを置いて認識し、かつ社会福祉士や精神保健福祉士の両資格をソーシャルワークの専門資格として高く評価していることがわかる

この章の最後に、宮崎県と九州他県とのスクールソーシャルワーク事業を比較した場合に明確に差異がある配置人数に関してその背景について簡単に言及したい。

図1の通り、宮崎県の配置人数が最も少ない。これは自治体の予算的要因も考えられるが、その他推察できる最大の理由は、宮崎県におけるスクールソーシャルワー

ク事業の必要性の程度の問題である。結論から言えば、宮崎の小中学校は多数のスクールソーシャルワーカーを要するほど困っていない、つまりは学校が本来のありようを保っているということが考えられる。文部科学省のスクールソーシャルワークの趣旨に明示されるスクールソーシャルワーカーが対応すべきいじめや不登校といった問題行動を文部科学省の各種調査¹⁴から見てみると、表5のように、いじめは佐賀県に次いで少なく、最も多い熊本県の6%しかなく、不登校児童生徒数は九州では最も少なく、出現率¹⁵では全国で最も少ない。

つまり宮崎県は、日本で問題行動の事後対策としてのスクールソーシャルワークが最も必要の無い県というこ

都道府県名	いじめの認知件数	不登校児童生徒数
福岡県	945名	5045名
佐賀県	214名	889名
長崎県	2248名	1501名
熊本県	7035名	1691名
大分県	3141名	1258名
鹿児島県	902名	1685名
沖縄県	520名	1865名
宮崎県	404名	861名

表5. 九州各県におけるいじめの認知件数及び不登校児童生徒数

とができるのである。そんなわけで必然的にスクールソーシャルワーカーの配置数は少なくなったと考えられる。

それでも宮崎県でもいじめや不登校で困っている児童生徒及びその保護者、関係者はいるわけであるし、また問題行動の事後対応だけでなく未然防止もスクールソーシャルワークに求められていることである。したがって宮崎県のスクールソーシャルワーカーには現在のよい学校環境をさらに良くして、いじめや不登校といった問題行動を未然に防止する活動が求められる。

次章では、現在の学校環境をより改善し様々な問題行動を未然に防止することを目的とした学校ボランティアの導入という社会資源開発としてのソーシャルワーク実践についてその実践過程を明らかにし今後の展開について論じてみたい。

4.“学校支援士”構想について

ソーシャルワークの一つに社会資源の開発がある。通常既存の資源では現在の問題解決が図れない場合に試みられる。筆者は、平成20年度は巡回型、21年度は配

置型スクールソーシャルワーカーとしてとして学校現場に携わり幾つかのケースを担当したが、そこで目の当たりにしたのは、以前から指摘されている通り（布川，2006）本務たるべき教育以外の業務に忙殺される多忙な教師たちの姿であった。通常の授業や学級経営以外に、不登校生徒や問題行動を抱える生徒への校外対応としての家庭訪問、各種機関との連携のための外出、あるいは各種報告書作成及び研修・出張等々今日の教師は多忙を極めている。

そこで筆者は、教師のこの多忙さがスクールソーシャルワークで扱う問題の発生遠因であり、かつ実際に発生した問題への迅速かつ十分な対応を学校がとれない大きな原因の一つであると推察し、この状況を改善するための校内資源をソーシャルワーク実践の一要素である社会資源開発によって解消しようという着想に至った。それが“学校支援士”構想である。

巡回型スクールソーシャルワーカーは常時学校にいないので、発生した問題に対して始終直接的に対応することはできないし、またそれが求められているわけでもない。配置型のスクールソーシャルワーカーであっても現状では各校1人で、かつ在校時間もフルタイムではない場合が多く、学校全体の問題に関わることは可能でも全てに対応することは無理な状況にある。このような状況で、スクールソーシャルワークが機能して問題に対し適切なアセスメントとケース会議が行われ問題解決へむけたプランニングがなされれば、学校現場で実際に中心となって行動するのは必然的に教師となる。ところが現状として教師が実際に行動する時間を確保するのは非常に困難である。それでも多くの教師が問題を抱える生徒のために本当に熱心に行動しているのも事実である。ただ、その時間は本来ならば、問題を抱えない多数の生徒たちのために使うべき時間であったり、教師自身のプライベートな時間であったりする可能性は否定できない。

以下、筆者が取り組んできた校内のスクールソーシャルワーク実践である教師の負担軽減を目的とした校内資源開発を取り上げ、その具体的な実践内容とその開発過程で明らかになった課題について明らかにする。

（1）具体的方法

学校に常駐して教師の指示のもと行動し教師をサポートする人材を仮に“学校支援士”とし、構想実現に向けて以下のような方法をとった。

まず始めに、ニーズ把握の確認をアンケート調査と聞き取り調査で行った。教師が本来の教育業務に専念できない理由については教師自身に自由記述方式のアンケートを行い、同時に現時点でスクールソーシャルワークに

関連する支援を役割として学校に配置されている「スクールアシスタント」「自立支援センター指導員」には校内マンパワー不足について直接聞き取りを行った。

次に、“学校支援士”の候補者を確保する方法については地域特性を考慮する方法をとった。筆者がスクールソーシャルワークを行っている延岡市は従業員約2万5千人を抱える一部上場企業の発祥の地であり毎年多数の優秀な人材が定年退職しているという地域特性がある。そこで“学校支援士”の担い手候補としてその企業のOBを想定した。その企業の支社長が県教育委員を兼務されていたので、教育についての新しい試みを聞いてもらうという趣旨で面会を申し入れ本構想について説明し実現に向けての協議を開始した。

また、構想に協力していただける学校長を探すため、市内の小中学校を訪問し各校長先生に構想を説明すると同時に、教育委員会のスクールソーシャルワーク担当の教職員にも構想について説明し実現のために予想される行政的な問題について協議を行った。

（2）経緯

上述した方法について、具体的実践はそれぞれ以下のような経緯を経た。候補者選出のための企業との協議と導入に賛同してもらう学校との協議はほぼ同時並行で行った。

まず、ニーズ把握のための調査であるが、教師に対してのアンケートは平成21年2月20日午後開催された第四回延岡市アウトリーチ懇談会に参加した市内の小中学校勤務の生徒指導主事47名に対して自由記述方式で行った。時間的制約があり質問項目は「現在の学校で、本来の教育を教師が行うことを妨げている雑事を教えてください」の1項目だけである。回答は14件あり回収率29%であった。最も多かった回答は、「問題児童・不登校児童への対応」「保護者への対応」「学外関係機関との連絡調整」がともに5名であった。

聞き取り調査は平成21年2月20日午前開催された延岡市教育委員会主催の「スクールアシスタント・延岡市自立支援センター指導員連絡協議会」にて行った。対象は、スクールアシスタント5名、自立支援センター指導員6名、計11名である。質問は「現在関わっている学校で発生する児童の問題を完全に解決するためには、スクールアシスタントや自立支援センター指導員のような役割を果たす人材が学校に何人必要だと思いますか？」である。既に学校内で支援活動を行っている校外の専門職からみた校内におけるマンパワー不足の認識について単刀直入に質問した。11名全員から回答を得た。結果は1人から20名までと幅があり、各自で認識が大

大きく異なっていた。平均では4.4名であった。

次に、支社長への構想説明及び構想実現に向けた打ち合わせであるが、現時点（09.9.30）までに7回行った。多忙ななか支社長のほか1回目より支社総務部長に参加していただき最初から実務的な話し合いが行われた。3回目には“学校支援士”の実際の候補者母体である企業のOB会の会長にも加わっていただいた。現在では“学校支援士”構想に賛同してもらった学校とOB会との間で具体的な活動プランが協議検討されてる段階に入っており、筆者としてはスクールソーシャルワーカーとして積極的に関与する段階は終了したと考え、双方から相談があれば応じるという関わりのみ継続している。

候補者確保のため企業との協議と同時並行して行ったのが、“学校支援士”の活動の場における責任者との協議である。“学校支援士”を導入するには、学校の責任者である校長への事前了解と学校行政を統括している教育委員会の許可が必要である。そこでまず人的ネットワークから、構想に賛同していただけそうな小学校1校、中学校2校をピックアップして、筆者が直接訪問し構想について各学校長に説明した。その中で本構想に特に賛同していただいた一つの中学校には、合計3回訪問し、そのうち1回は校長の他、その学校で行われている文部科学省学校支援地域本部事業の地域コーディネーターも同席のうえ協議を行った。行政的な問題についての協議は担当者レベルで非公式に行った程度であった。これは現在制度としてないものを行政の担当者として公に取り扱えなかったからだと推測できる。

（3）ここまでの考察

“学校支援士”構想の最大の特徴は、スクールソーシャルワークに付随する様々な支援を教職員にかわって行う人材を学校内部に必要十分な人数確保することにある。そのためにはそれにふさわしい人材、すなわち教育や社会貢献への意欲がある、必要な知識とスキルと持つ（あるいは修得する時間を持てる）活動に応じて時間を融通できる、無償でできる等という条件を満たす人材を相当数見つけなければならないという条件が考えられる。そこで地域特性に鑑みて地元企業OBを候補として関係者と協議を重ねた。提案する際に企業側のメリットとして、退職職員の社会参加の拠点づくりと退職者に対するキャリア教育としての生き甲斐提供等を示した。これに対して企業の責任者は筆者が提示した企業のメリットについては明確に否定された。その上で本構想への協力はあくまで企業の社会的責任（CSR）の精神で行うものであるというご指摘を受けた。また企業サイドからは学校に常駐して支援するというそのもののイメー

ジが描きにくいという指摘を受けた。これは、そもそもスクールソーシャルワーク自体が一般にはイメージしにくい、あるいは今日の学校の現状と問題についての情報が周知されていない段階で学校を支援するということが自らが理解されにくかったと考えられる。

またスクールソーシャルワークそのものへの理解ということについて学校内部の教員間でもばらつきがあり、アンケート調査に「生徒の問題は教師が直接関わらなければならない」「学校の中に生徒とつながらない業務はない」といった回答があり、そこからはスクールソーシャルワーカーのような学外者が学校へ関与することに対する嫌悪感のようなものが垣間見えた。これはスクールカウンセラーが導入されたときに見られた反応と通じるものであろう。

さらには、行政サイドとの非公式ではあるが協議を通じて、学外者が学校支援という形で学内に常駐することについて事故等の問題が発生した場合の責任の所在や、報酬は発生しなくても運営費をどう捻出していくのかという課題も明らかになった。

しかしながら、学校内におけるマンパワー不足に起因してスクールソーシャルワークが機能しにくい状況と行政における予算削減の風潮は厳然たる事実である。さまざまな課題が浮かび上がる中でも、現状をより良く変えていくための仕組みとして“学校支援士”のような社会資源を構想し、その実現に向けて課題を一つ一つ解決しながら開発することがまさにソーシャルワーク実践であろう。またそうやって一つ一つ目に見える形で実績を積んでいくことが、筆者の地域に限らず、今後スクールソーシャルワークを社会に定着させるためにも必要不可欠であろう¹⁷。

おわりに

スクールソーシャルワーク活動は先行した一部の自治体を除いて平成20年度よりはじまった新しい取り組みのソーシャルワークであり、現在の状況はおそらく今後スクールソーシャルワークが定着したあとに振り返れば、まだ試行期間だったと見なされかねない状況である。第2章で述べたように宮崎県の状況も同様である。それは配置されたスクールソーシャルワーカーの人数だけでも、他の九州各県と比較して少なく7人であり、また宮崎県の小中学校数403（小学校265、中学校138）という数字¹⁸あるいは、宮崎県のスクースカウンセラー配置校中学校70校という数¹⁹と比較しても、宮崎県のスクールソーシャルワークが積極的に展開されているとは言

いがたい状況である。

しかしながら、このことは宮崎県でスクールソーシャルワークが軽視されているということの意味するものではない。第3章で述べたように宮崎県に配置される7名のスクールソーシャルワーカーは全員がソーシャルワークの国家資格である社会福祉士もしくは精神保健福祉士の所有者である。多くの自治体がソーシャルワークの要素を重視するのではなく教育実績や経験を重視してスクールソーシャルワーカーを選考するなかで、宮崎県のこの両福祉士資格を優先する姿勢はソーシャルワークを重要視しソーシャルワーカーに期待していることを表している。

スクールソーシャルワーカー活用事業が開始された理由である生徒児童の問題行動発生件数について、他の都道府県の状況との比較から言えば、宮崎県の現状は、スクールソーシャルワーカーを緊急かつ大量に導入しなければならない状況にはない。この状況を作り出しているのは宮崎県の地域性や、教育行政に携わっている関係者そして現場の第一線で真摯に児童生徒と向き合っている教職員の方々の日々の努力にほかならない。そこで、今後の宮崎県におけるスクールソーシャルワーク活動は、まずこの現状の良さを十分にふまえたうえで問題の未然防止に向けソーシャルワーク固有の機能を展開させていくことが必要である。筆者が第4章で述べた“学校支援士”という学校ボランティアの社会資源開発の目的も現在の学校の機能を十分に発揮できるように校内マンパワー不足を解消することによってさらに問題行動の未然防止を進めようというものである。

確かに宮崎県でも児童生徒の問題行動は皆無ではない。だからもちろんその事後対応としてのソーシャルワークも必要ではある。しかしながらこの点にことさらに着目し、他の都道府県で展開されているからとの理由で横並び的に事後対応型のスクールソーシャルワーク実践を宮崎県で展開すれば、むしろ現在うまく機能している宮崎県の学校現場にとっては有り難迷惑な活動と受け取られる可能性がある。そうなればスクールソーシャルワーカーは学校において教職員から協働すべき相手として歓迎されないのではないだろうか。

以上のことから、これからの宮崎県におけるスクールソーシャルワークの展開は、スクールソーシャルワークの導入理由である問題行動に対する事後対応を着実にしながらも、それ以上に現状の良さを維持し問題行動を未然に防止することを第一義としてソーシャルワーク固有の援助技術を学校現場に導入し活用していくようになされることが望ましい。

引用・参考文献

- 1 金澤ますみ (2009)「スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの協働の可能性」『学校ソーシャルワーク研究』第4号
- 2 布川淑 (2006)「教師の多忙と多忙感」『立命館産業社会論集』第42巻第3号

注

- 1 熊本県教育委員会、志免町教育委員会、苅田町教育委員会ともに平成19年度から始まった文部科学省「問題を抱える子ども等の自立支援事業」を活用したスクールソーシャルワーカーの配置であった。
- 2 平成21年度予算(案)主要項目の説明 文部科学省生涯学習政策局
- 3 スクールソーシャルワーカー活用事業委託要項 文部科学省初等中等局2008.4 による
- 4 この点について金澤氏は、ワーカーとカウンセラーの協働の可能性について、エコロジカルな視点から考察を行い、その中で、指導主事や校内コーディネーターとの協働が重要であることを明らかにしている。
- 5 データは、「2008年度スクールソーシャルワーカー活用事業 現状と課題」『学校ソーシャルワーク研究』特集号 2009に依った。
- 6 本文中の表1～5は「2008年度スクールソーシャルワーカー活用事業 現状と課題」『学校ソーシャルワーク研究』特集号 2009のデータをもとにして、筆者が直接スクールソーシャルワーカーに取材して作成した。
- 7 門田光司(2009)「福岡県の取り組み状況」『学校ソーシャルワーク研究』特集号
- 8 この方法は熊本県の活動形態と似ている。熊本県宇城教育事務所スクールソーシャルワーカーの岩永靖氏によると、熊本県では年間112日、672時間以内で原則週4日の1日6時間以内である。
- 9 唐津市教育委員会スクールソーシャルワーカー土井幸治氏の報告による。
- 10 大分市立豊府小学校スクールソーシャルワーカー小桐修氏の報告による。
- 11 沖縄国際大学比嘉昌哉氏の報告による。
- 12 加治木町スクールソーシャルワーカーの満枝政文氏の報告によれば、35名中9名は有する資格について

不明としている。この表では28名中に不明9名を含む。

- 13 門田光司(2009)「福岡県の取り組み状況」『学校ソーシャルワーク研究』特集号
- 14 いじめの数については、平成19年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、不登校の数については「平成21年度学校基本調査」による。
- 15 出現率 = 不登校児童生徒数 ÷ 在籍児童生徒数 × 100
- 16 具体的な日付は09.2.17、09.3.2、09.3.11、09.05.29、09.06.24、09.07.10、09.07.27であり、一回あたりの時間はおよそ90分である。
- 17 本構想は「学校ボランティア」という名称で平成20年10月上旬より実際に企業OBと教師との協力で中学校にて行われることが決まった。
- 18 平成21年度5月31日現在の数
- 19 平成19年度の数 「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」宮崎県教育委員会平成20年12月17日